

日本ジオパーク委員会審査基本方針（2021年2月5日第41回日本ジオパーク委員会決定）

1. 日本ジオパーク委員会の審査に対する考え方

ジオパークプログラムは、地質遺産の保全と活用によって、地域の持続可能な開発を目的としており、ジオパークはその実践を行う地域です。ジオパークの基本的な考え方は、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme: IGGP）の定款とガイドライン¹に記されています。日本ジオパーク委員会は、その定款・ガイドラインに示されている考え方に沿って、審査を行っています。

ユネスコ世界ジオパークの国内推薦およびユネスコ世界ジオパークを目指す日本ジオパークの新規認定審査は、日本ユネスコ国内委員会から日本におけるユネスコ世界ジオパーク事業の登録審査業務に関して権限のある機関として認証を受けた日本ジオパーク委員会が、その業務の一環として行います。

日本ジオパーク委員会は、地質遺産の価値の評価と、その保全、活用の仕組みと取組を中心に審査をします。審査では、「ジオパークを目指す地域は、持続可能な地域社会の実現のために、ジオパークとして、その地域にあったやり方で住民、行政、研究者などが、ともに考え続けているかどうか」を重要な判断基準としています。

ユネスコ世界ジオパークや日本ジオパークでは、上述の目的を達成するため様々な実践が行われています。審査を受ける地域は、そうした成果を十分に踏まえたうえで、世界や日本のジオパークの質をこれまで以上のものにする活動を示す必要があります。

日本ジオパーク委員会の審査は、プレゼンテーションや現地調査を実施します。日本ジオパーク委員会は、現地調査を、調査員と被調査地域の人々とがより良いジオパークの実現に向けて共に考え、学び合う場としても位置付けています。

2. 調査対象の種別

2.1 日本ジオパーク新規認定

2.1.1 申請要件

- ・日本ジオパークネットワーク準会員
- ・優れた地質・地形遺産を持つ地域で、ジオパークを運営する組織体制が確立されており、地質・地形遺産に関する保全・研究・教育・普及活動やジオツアー等を1年以上行っている地域
- ・前年の事前相談会に出席した地域

2.1.2 新規認定審査で評価するポイント

- ・活動主体が、ジオパークの考え方を十分に理解しているか
- ・活動主体が、地域の地質遺産について理解し、保全し、その価値を伝えているか
- ・活動主体が、ジオツーリズム等の方法によって、地質遺産等の地域資源活用を図ろうとしているか
- ・ジオパークの活動を今後、進めていくための仕組み、体制ができているか
- ・これまでに申請地域で行われてきた研究、保全、教育、ジオツーリズム等の事業や活動が、日本ジオパークになることにより、より発展することが見込めるか
- ・既に開始している活動や認定以降に始めようとしている事業や活動が、ジオパークの理念に照らして適切かどうか
- ・地殻変動や地震活動、火成活動等によって引き起こされる災害の経験・知見を基に、どのような防災・減災活動が行われているか

2.2 ユネスコ世界ジオパーク国内推薦

2.2.1 申請要件

- ・日本ジオパークネットワーク正会員
- ・地質・地形遺産に関する保全・研究・教育・普及活動と、ジオツーリズムを通じた持続可能な地域づくりに十分な実績がある地域
- ・前年の事前相談会に出席した地域

2.2.2 ユネスコ世界ジオパーク国内推薦審査で重視するポイント

- ・日本ジオパークとしての活動の実績
- ・世界的な地球科学的価値を有する地域であり、その保全と活用が適切に行われているか
- ・ユネスコ世界ジオパークとして求められている活動水準にあるか

2.3 日本ジオパーク再認定

2.3.1 対象地域

- ・4年前に新規認定または再認定を受けた日本ジオパーク
- ・2年前に条件付き再認定となった日本ジオパーク

2.3.2 日本ジオパーク再認定審査で重視するポイント

- ・前回審査時に指摘された問題点に対応できているか
- ・地域が考え続けた結果としてジオパークの活動が質・量ともに充実しているか
- ・持続可能な形で運営されてきたか
- ・活動にともなって明らかになっている問題点についてどのように対処し解決に向けて具体的な努力をしているか

2.3.3 日本ジオパーク再認定審査の特例

- ・次の場合における再認定審査の実施の要否については、日本ジオパーク委員会の議決により決定する
 - ① ユネスコ世界ジオパーク新規認定審査結果が保留状態である場合
 - ② ユネスコ世界ジオパークへの推薦について、日本ジオパーク委員会の審査結果が保留状態である場合

2.4 ユネスコ世界ジオパーク審査事前確認

2.4.1 対象地域

- ・翌年にユネスコの再認定審査を受けるユネスコ世界ジオパーク

2.4.2 審査事前確認での助言と日本ジオパーク再認定判断

- ・課題があれば、翌年のユネスコ世界ジオパーク再認定審査までに改善するよう助言する
- ・ユネスコ再認定審査の結果をもって、日本ジオパークとしての再認定判断とする